



三重県公報

令和3年2月2日 (火)

第 179 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
14	三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	(情報公開課)	2
15	三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	4
16	身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	6
17	三重県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則	(農産物安全・流通課)	6
18	三重県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	7
19	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則	(森林・林業経営課)	7
20	三重県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(同)	9
公 安 委 規 则			
1	公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	(公安委員会)	9
2	公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	10
企 業 庁 管 理 規 程			
2	企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企業庁)	11
3	企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程	(同)	14
病院事業庁管理規程			
1	病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	16
2	病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程	(同)	16
公 安 委 告 示			
11	警備員等検定の実施	(公安委員会)	19
議 会 訓 令			
1	議会関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令	(県議会)	21
2	議会関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令	(同)	21
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	22
	農業振興地域の区域の変更	(農地調整課)	22
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	23
	同件	(同)	26
	同件	(同)	29

**規
則**

三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年1月1日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第十四号

三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

三重県情報公開条例施行規則(平成十二年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍添で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第十条関係)				別表(第十条関係)			
区分	開示の実施の方法	費用の額	区分	開示の実施の方法	費用の額	区分	開示の実施の方法
一 記録 (略)	(略)	(略)	一 記録 (略)	(略)	(略)	一 記録 (略)	(略)
二 電磁的記録 (略)	(略)	(略)	二 電磁的記録 (略)	(略)	(略)	二 電磁的記録 (略)	(略)
(二) 電磁的記録媒体に複写したもののが記録された電磁的記録媒体の購入経費に相当する額	交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額	(二) 電磁的記録媒体に複写したもののが記録された電磁的記録媒体の購入経費に相当する額	交付	電磁的記録媒体に複写された電磁的記録媒体の購入経費に相当する額	(二) 電磁的記録媒体に複写された電磁的記録媒体の購入経費に相当する額	交付
備考 (略)	(略)	(略)	備考 (略)	(略)	(略)	備考 (略)	(略)

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式（第6条関係）

公 文 書 の 開 示 に 係 る 意 見 書

年 月 日

宛て

(〒 -)

住所又は居所（法人その他の団体にあっては事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

実施機関が特定した 公 文 書 の 件 名	
	<p>1 開示されても支障がない。</p> <p>2 開示されると支障がある。</p> <p>(1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>
意 見	
連 絡 先	<div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> [電話番号 ファクシミリ番号] </div>

備考1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 「2」を○印で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」欄及び「(2)支障がある理由」欄も記載してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和三年二月一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第十五号

三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

三重県個人情報保護条例施行規則（平成十四年三重県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第十四条関係）				別表（第十四条関係）			
一 記録	二 電磁的 的	開示の実施の方法	費用の額	一 記録	二 電磁的 的	開示の実施の方法	費用の額
二 （略）	一 （略）	（略）	（略）	二 （略）	一 （略）	（略）	（略）
備 考 （略）	備 考 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

三重県知事 宛て

(〒 — —)

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

意 見	<p>1 開示されても支障がない。</p> <p>2 開示されると支障がある。</p> <p>(1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>
連絡先	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 電話番号 ファクシミリ番号 </div>

備考1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 「2」を○印で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」欄及び「(2)支障がある理由」欄も記載してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三 重 県 規 则 第 十 六 号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）の施行については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「施行令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）に定めるものほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）の施行については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「施行令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号。以下「施行規則」という。）に定めるものほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>第八条 身体障害者更生相談所（法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）の長は、判定依頼書受理簿（第八号様式）を備え、必要な事項を記載しなければならない。</p>	<p>第八条 身体障害者更生相談所（法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）の長は、判定依頼書受理簿（第八号様式）を備え、必要な事項を記載しなければならない。</p>

第一号様式中「母」を削る。

第二号様式中「④」を削る。

第十号様式中「④」を削り、「第20条の2第2項」を「第13条第2項」に改める。

第十一号様式中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改め、「④」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の身体障害者福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三 重 県 地 方 卸 売 市 場 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 告 し ま す 。

令和三年一月一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三 重 県 規 则 第 十 七 号

三 重 県 地 方 卸 売 市 場 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

三 重 県 地 方 卸 売 市 場 条 例 施 行 規 則 （平成十九年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第三十九条 (略)	第三十九条 (略)

<p>3 2 (略)</p> <p>3 条例第四十四条第六項の登録更新申請書の様式は、買出入登録更新申請書（第二十一号様式）とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 運転免許証その他の申請者本人であることを確認できる書類の写し</p> <p>二 その他指定管理者が必要と認める書類</p>	<p>3 2 (略)</p> <p>3 条例第四十四条第六項の登録更新申請書の様式は、買出入登録更新申請書（第二十一号様式）とし、第一項各号の書類を添付しなければならない。</p>
---	--

第一号様式から第二十一号様式まで及び第三十一号様式から第三十六号様式までの規定中「(四)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に改正前の三重県地方卸売市場条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県地方卸売市場条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

三重県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第十八号

三重県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

三重県卸売市場条例施行規則（令和元年三重県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第四号様式から第十三号様式までの規定中「(四)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に改正前の三重県卸売市場条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県卸売市場条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第十九号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則（昭和五十五年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改め、「(四)」を削る。

第四号様式中「(四)」を削る。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第5条関係）

合理化計画認定申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 事業体等の所在地
 氏 名 名称及び代表者名
 (※法人にあつては、登記している住所、名称及び代表者名)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

共同申請者名簿

共同申請者 (異業種間の協定等の 締結先)	事務所所在地 会社名 代表者名	
共同申請者 (異業種間の協定等の 締結先)	事務所所在地 会社名 代表者名	

注1：異業種の例【森林所有者と素材生産業者、素材生産業者と製材業者、素材生産業者と原木市場、製材業者と加工業者、製材業者と製品市場等】

注2：必要に応じて欄を追加して記入すること。

第八号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事宛て」に改め、「印」を削る。

第九号様式中「(印)」を削る。

第十一号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事宛て」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に三重県知事に対してなされている改正前の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づく申請等は、改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則に基づく申請等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月一日

三重県知事 鈴木英敏

三重県規則第二十号

三重県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年三重県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞」を「氏名又は名称及び代表者の氏名 」に改める。

第二号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、「印」を削る。

第三号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改める。

第四号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に、「氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞」を「氏名又は名称及び代表者の氏名 」に改める。

第五号様式から第七号様式までの規定中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に三重県知事に対してなされている改正前の三重県林業・木材産業改善資金貸付規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づく申請等は、改正後の三重県林業・木材産業改善資金貸付規則に基づく申請等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公安委員会規則

公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月一日

三重県公安委員会委員長 川端郁子

三重県公安委員会規則第一号

公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則（平成十三年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第十条関係）				別表（第十条関係）			
区分	開示の実施の方法	費用の額		区分	開示の実施の方法	費用の額	
一 (略)	(略)	(略)		一 (略)	(略)	(略)	
二 電磁的記録	(略)	(略)	(略)	二 電磁的記録	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)		三 (略)	(略)	(略)	

備考 (略)

第12号様式（第6条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

三重県公安委員会 様
(〒 一)

住所又は居所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあっては代表者の氏名)
電話番号 () ー
ファクシミリ番号
(略)

備考 (略)

第12号様式（第6条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

三重県公安委員会 様
(〒 一)

住所又は居所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあっては代表者の氏名)
電話番号 () ー
ファクシミリ番号
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月一日

三重県公安委員会委員長 川端郁子

三重県公安委員会規則第二号

公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

公安委員会関係三重県個人情報保護条例施行規則（平成十八年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第十四条関係）				別表（第十四条関係）			
区分	開示の実施の方法	費用の額		区分	開示の実施の方法	費用の額	
一 (略)	(略)	(略)		一 (略)	(略)	(略)	
二 電磁的	(略)	(略)		二 電磁的	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
三 (略)	(略)	(略)		三 (略)	(略)	(略)	

	記録		
	(二) 電磁的記録媒体に複写したもののが交付する額	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額	
〔一〕(略)	(略)	(略)	
〔二〕(略)	(略)	(略)	
備考	(略)	(略)	

第12号様式（第9条関係）	保有個人情報の開示に係る意見書	年　月　日
三重県公安委員会 様	（〒　　－　　）	
住所又は居所		
氏名又は名称		
（法人その他の団体にあっては代表者の氏名）		
電話番号（　　）	－	
ファクシミリ番号	－	
	(略)	

第12号様式（第9条関係）	保有個人情報の開示に係る意見書	年　月　日
三重県公安委員会 様	（〒　　－　　）	
住所又は居所		
氏名又は名称		
（法人その他の団体にあっては代表者の氏名）		
電話番号（　　）	－	
ファクシミリ番号	－	
	(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業庁管理規程

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程を以下に公布します。

令和三年一月一日

三重県企業庁長　喜多正幸

三重県企業庁管理規程第一号

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁関係三重県情報公開条例施行規程（平成十二年三重県企業庁管理規程第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表（第十条関係）	改 正 後			改 正 前
	区分	開示の実施の方法	費用の額	
〔一〕電磁的	(略)	(略)	(略)	〔一〕電磁的
	(略)	(略)	(略)	(略)

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式（第6条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

三重県企業庁長宛て

(〒　　-　　)

住所又は居所（法人その他の団体にあっては事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

実施機関が特定した 公文書の件名	
	<p>1 開示されても支障がない。</p> <p>2 開示されると支障がある。</p> <p>(1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>
意 見	
連絡先	<div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 〔 電話番号 ファクシミリ番号 〕 </div>

備考1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 「2」を○印で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」欄及び「(2)支障がある理由」欄も記載してください。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年一月一日

三重県企業庁長 喜多 正幸

三重県企業庁管理規程第三号

企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第十三条関係）				別表（第十三条関係）			
区分	開示の実施の方法	費用の額	区分	開示の実施の方法	費用の額		
一 記録	(略)	(略)	一 記録	(略)	(略)		
二 電磁的	(略)	(略)	二 電磁的	(略)	(略)		
(二) 電磁的記録媒体に複写したもののが記録媒体の購入経費に相当する額	電磁的記録媒体に複写したもののが記録媒体の購入経費に相当する額	(略)	(二) 電磁的記録媒体に複写したもののが記録されたいる電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合について	電磁的記録媒体に複写する場合について	当該電磁的記録が記録されている電磁的記録媒体に複写する場合について	非開示情報	
交付	交付	(略)	交付	(略)	(略)	非開示情報	
備考 (略)	(略)	(略)	備考 (略)	(略)	(略)	(略)	

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

(〒 — —)

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

意 見	<p>1 開示されても支障がない。</p> <p>2 開示されると支障がある。</p> <p>(1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>
連 絡 先	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 電話番号 ファクシミリ番号 </div>

備考1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 「2」を○印で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」欄及び「(2)支障がある理由」欄も記載してください。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和3年1月1日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

三重県病院事業庁管理規程第一号

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程

病院事業庁関係三重県情報公開条例施行規程（平成十二年病院事業庁管理規程第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第十条関係）				別表（第十条関係）			
	区分	開示の実施の方法	費用の額		区分	開示の実施の方法	費用の額
二 （略）	一 （略）	（略）	（略）	二 （略）	一 （略）	（略）	（略）
備考 （略）				備考 （略）			

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和3年1月1日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

三重県病院事業庁管理規程第一号

病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する管理規程

病院事業庁関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成十四年病院事業庁管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表（第十四条関係）				
改 正 後				
区分	開示の実施の方法	費用の額		
一 記録 (略)	(略)	(略)		
二 電磁的 (略)	(略)	(略)		
(一) 交付	電磁的記録媒体に複写したものとの購入経費に相当する額	(略)		
三 (略)	(略)	(略)		
備考 (略)	第十一号様式を次のように改める。			

別表（第十四条関係）				
改 正 前				
区分	開示の実施の方法	費用の額		
一 記録 (略)	(略)	(略)		
二 電磁的 (略)	(略)	(略)		
(一) 交付	電磁的記録媒体に複写したものとの購入経費に相当する額 (非開示情報)	(略)		
三 (略)	(略)	(略)		
備考 (略)	第十一号様式を次のように改める。			

第11号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

三重県病院事業庁長 宛て

(〒 — —)

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

意 見	<p>1 開示されても支障がない。</p> <p>2 開示されると支障がある。</p> <p>(1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>
連 絡 先	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 電話番号 ファクシミリ番号 </div>

備考1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 「2」を○印で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」欄及び「(2)支障がある理由」欄も記載してください。

附 則

本規則は、公布の日から施行する。

公安委告示

三重県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）第7条の規定により告示します。

令和3年2月2日

三重県公安委員会委員長 川端郁子

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る1級及び2級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の1級及び2級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務1級	令和3年5月12日（水）午前9時から午前10時30分まで	計15人
雑踏警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級	令和3年5月12日（水）午前11時から午後0時30分まで	計15人
貴重品運搬警備業務2級		

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
雑踏警備業務1級	令和3年6月10日（木）午前9時15分から正午まで
雑踏警備業務2級	令和3年6月10日（木）午後1時15分から午後5時まで
貴重品運搬警備業務1級	令和3年6月17日（木）午前9時15分から正午まで
貴重品運搬警備業務2級	令和3年6月17日（木）午後1時15分から午後5時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6

津市労働者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受検資格

(1) 雜踏警備業務1級及び貴重品運搬警備業務1級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」といいます。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雜踏警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 提出書類

ア 検定申請書（規則第9条第1項に規定する別記様式第1号） 1通

イ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 三重県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。） 1通

(イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

エ 規則第4条に規定する1級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)アに該当する者は、2級検定の合格証明書（検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限ります。）の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各1通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雜踏警備業務 1級	
雜踏警備業務 2級	
貴重品運搬警備業務 1級	令和3年4月6日（火）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
貴重品運搬警備業務 2級	

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の15分前から開始時間までの間とします。

7 申請手数料

種別及び級	申請手数料
雜踏警備業務 1級	13,000円
雜踏警備業務 2級	13,000円
貴重品運搬警備業務 1級	16,000円
貴重品運搬警備業務 2級	16,000円

申請手数料は、検定申請書の提出時に、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

(1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。

(2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。

- (3) 原則、受検する本人が申請してください。
代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。
 - (4) 実施場所ではマスクを着用してください。
 - (5) 実施場所の受付で検温を行い、体温が 37 度 5 分以上の場合は受検を断ります。この場合でも既納の申請手数料は、還付しません。
 - (6) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3029）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

議會訓令

議会関係三重県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和二年一月一日

三重県議会議長　正信伸日

三重県議会訓令第一号

議会関係二重県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

議会開会關係ニ重複清報公開条例施行規程（平成十二年二重複議會訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表(第十条関係)			
区分	顯示の実施の方法	費用の額	
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 電磁的記録	(二) 電磁的記録媒体に複写したものとの購入経費に相当する額を交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額	(略)
三 (略)	(略)	(略)	(略)

別表(第十条関係)			
区分	顯示の実施の方法	費用の額	
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 電磁的記録	(二) 電磁的記録媒体に複写したものとの購入経費に相当する額を交付	電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額	(略)
三 (略)	(略)	(略)	(略)

第十一号様式中「四」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

議会云関係ニ重具個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和二年一月一日

三重県議会議長　日沖正信

三重県議会訓令第一号

議会関係三重県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

議会関係三重県個人情報保護条例施行規程（平成十四年三重県議会訓令第一号）の一部を次のように改する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第十二条関係）				別表（第十二条関係）			
区分	開示の実施の方法	費用の額		区分	開示の実施の方法	費用の額	
一 記録	(略)	(略)	(略)	一 記録	(略)	(略)	(略)
二 電磁的	(略)	(略)	(略)	二 電磁的	(略)	(略)	(略)
（二）電磁的記録媒体に複写したものとの購入経費に相当する額	交付	（二）電磁的記録媒体に複写したものとの購入経費に相当する額		（二）電磁的記録媒体に複写したものとの購入経費に相当する額	（非開示情報が記録されている電磁的記録媒体に複写する場合について）	（記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を計算した額）	
（三）（略）	（略）	（略）	（略）	（三）（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）			備考	（略）		

第十一号様式中「母」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和 3 年 2 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

免 税 証 の 種 類	用 途	番 号	枚 数	有 效 期 間	免 税 証 に 記 載 さ れ た 販 売 業 者 の 名 称
200 Φ券	漁船以外の船舶	22002509415～ 22002509450	36	令和 2 年 9 月 15 日～ 令和 3 年 2 月 24 日	株式会社マリーナ河芸
100 Φ券	漁船以外の船舶	22002409451～ 22002409474	24	令和 2 年 9 月 15 日～ 令和 3 年 2 月 24 日	株式会社マリーナ河芸
10 Φ券	漁船以外の船舶	22002109475～ 22002109510	36	令和 2 年 9 月 15 日～ 令和 3 年 2 月 24 日	株式会社マリーナ河芸

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の農業振興地域の

区域を変更しました。

令和3年2月2日

三重県知事 鈴木英敬

1 農業振興地域

桑名地域

2 農業振興地域の区域

平面図で示した部分に該当する土地の区域

平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び桑名農政事務所に備え置いて縦覧に供します。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年2月2日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和3年度三重県立杉の子特別支援学校スクールバス運行業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県立杉の子特別支援学校及び三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校通学区域等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することができます。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を令和3年2月17日（水）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札

の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 木下

電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

- (2) 契約条項を示す場所

(1)同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年3月15日（月）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年2月25日（木）17時までに通知します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年3月15日（月）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年3月15日（月）14時30分

なお、入札書は令和3年3月8日（月）から同月15日（月）14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 令和3年度三重県立杉の子特別支援学校スクールバス運行業務委託

- (7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年3月15日（月）15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

- (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することができます。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject matter of contract :

Transportation of students of the Mie Prefectural Suginoko Special Needs School during the 2021-2022 school year.

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, March 15, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, March 8, 2021 and 2:30 P.M. on Monday, March 15, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, March 15, 2021.

(4) Managing Authority :

Special Needs Education Division, Mie Prefecture Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570 Japan

TEL:059-224-2961

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年2月2日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和3年度三重県立特別支援学校西日野にじ学園スクールバス運行業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県立特別支援学校西日野にじ学園通学区域等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することができます。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を令和3年2月17日（水）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 木下

電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 3 年 3 月 15 日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 3 年 2 月 25 日（木）17 時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 3 月 15 日（月）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 3 年 3 月 15 日（月）14 時 30 分

なお、入札書は令和 3 年 3 月 8 日（月）から同月 15 日（月）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 令和 3 年度三重県立特別支援学校西日野にじ学園スクールバス運行業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 3 年 3 月 15 日（月）14 時 50 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付

する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject matter of contract :

Transportation of students of the Mie Prefectural Special Needs School Nishihino Niji Gakuen during the 2021-2022 school year.

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, March 15, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, March 8, 2021 and 2:30 P.M. on Monday, March 15, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:50 P.M. on Monday, March 15, 2021.

(4) Managing Authority :

Special Needs Education Division, Mie Prefecture Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570 Japan

TEL:059-224-2961

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年2月2日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和3年度三重県立特別支援学校北勢きらら学園スクールバス運行業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県立特別支援学校北勢きらら学園通学区域等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することができます。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を令和3年2月17日（水）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 木下

電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 3 年 3 月 15 日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 3 年 2 月 25 日（木）17 時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 3 月 15 日（月）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 3 年 3 月 15 日（月）14 時 30 分

なお、入札書は令和 3 年 3 月 8 日（月）から同月 15 日（月）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 令和 3 年度三重県立特別支援学校北勢きらら学園スクールバス運行業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 3 年 3 月 15 日（月）14 時 40 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規

則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することができます。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject matter of contract :

Transportation of students of the Mie Prefectural Special Needs School Hokusei Kirara Gakuen during the 2021-2022 school year.

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, March 15, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, March 8, 2021 and 2:30 P.M. on Monday, March 15, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:40 P.M. on Monday, March 15, 2021.

(4) Managing Authority :

Special Needs Education Division, Mie Prefecture Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570 Japan

TEL:059-224-2961

令和3年2月2日

三 重 県 公 報

第 179 号

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
